

6 東彼議告示第 4 号

東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 8 月 9 日

東彼杵町議会議長 浪瀬 真吾

東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則

東彼杵町議会会議規則（平成３年議会規則第１号）の一部を次のように改正する

次の表に掲げる規則の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>（質疑及び質問に対する確認）</u> <u>第６０条の２ 本会議に出席した町長等は、議員から質疑又は質問を受けたときは、議長の許可を得て、趣旨の内容、論点及び争点を明確にするため、議員に対し答弁に必要な範囲内で確認することができる。</u> （緊急質問等） 第６１条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、<u>第６０条</u>の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。 ２ （略） <u>（質疑に対する確認）</u> <u>第６９条の２ 委員会に出席した町長等は、委員から質疑を受けたときは、当該委員会の委員長の許可を得て、趣旨の内容、論点及び争点を明確にするため、当該委員に対し答弁に必要な範囲内で確認することができる。</u>	〔新設〕 （緊急質問等） 第６１条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、<u>前条</u>の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。 ２ （略） 〔新設〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。